

樫原公苑不明水調査業務委託に係る質問に対する回答

No.	項目	質問内容	回答
1		本業務により発生する建設副産物の搬出については（１）により扱うこととする。の記載がございますが、当該路線が下水管と記載がある中で、汚水管であった場合、汚泥は有機物を含んでおりますが、（株）山本工業での受け入れは可能なのでしょうか。	特記仕様書第 7 条 4． 1 （１）および 4． 2 に記載のとおり。 （株）山本工業での受入に係るご質問について、受注者の責によるものでないやむを得ない理由により、受入施設の変更を行う場合は、監督職員と協議の上、設計変更の対象とします。
2	特記仕様書 第 7 条 業務内容について 4． 建設副産物の処分	本工事の施工により発生する建設副産物の搬出について、受け入れ施設の変更にかかる設計変更の取り扱いは以下のとおりとする。 受注者の責によるものでないやむをえない理由により受入施設の変更を行う場合は監督職員と協議の上、設計変更の対象とすると記載がございますが、有機物を含んでいる場合、記載処分場の受入が出来ない事象に関しては、設計変更となり、処分地は受注者が選定又は、見積の提出になるのでしょうか。	特記仕様書第 7 条 4． 1 （１）および 4． 2 に記載のとおり。設計変更となる場合は、監督職員との協議によります。